

第2次東郷町 地域福祉グランドデザイン

第2次東郷町地域福祉計画

第6次東郷町地域福祉活動計画

第2次東郷町自殺対策計画

第2次東郷町成年後見制度利用促進計画

第1次東郷町再犯防止推進計画

< 骨子（案） >

令和7（2025）年6月

東郷町

社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 「東郷町地域福祉グランドデザイン」について.....	2
2 計画策定の背景と目的.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画期間.....	5
5 地域福祉における「地域」の範囲.....	6
第2章 東郷町の現状と課題.....	7
1 統計データからみる現状.....	8
2 アンケート調査からみる現状.....	11
3 前計画の進捗状況.....	14
第3章 計画の基本構想.....	19
1 基本理念.....	20
2 社会福祉協議会の行動指針.....	20
3 基本目標.....	21
4 計画の体系.....	21
第4章 施策の展開.....	25
第5章 計画の推進.....	27
資料編.....	29

第1章

計画の概要

2 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、地域社会を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激減する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化はとどまることなく進んでいます。

こうした社会状況を背景に、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの問題などの複雑化・複合化する課題を抱えた世帯、ひきこもりや社会的孤立などの既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など様々な課題が顕在化しており、その解決が求められています。

国では、平成30（2018）年4月施行の改正社会福祉法において、住民一人一人がつながり、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事」「丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3（2021）年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設され、行政内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

本町では、令和2（2020）年3月に「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」（以下、「前計画」という）を策定し、地域における支え合いの仕組みづくりや包括的な支援体制づくりなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和7（2025）年度で終了することから、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題に対応し、さらなる地域福祉の充実を図るため、令和8（2026）年度からの6年間を計画期間とする「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」（以下、「本計画」という）を策定します。

■近年の主な国の動き

年月・法律等	概要
令和3（2021）年4月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	「改正社会福祉法」が令和3（2021）年4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和4（2022）年10月 「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定	コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、こども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。
令和5（2023）年3月 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和5（2024）年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置付けられており、96の具体的施策が盛り込まれています。
令和6（2024）年4月 「孤独・孤立対策推進法」施行	国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定められました。
令和6（2024）年6月 「改正子ども・若者育成支援推進法」施行	国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

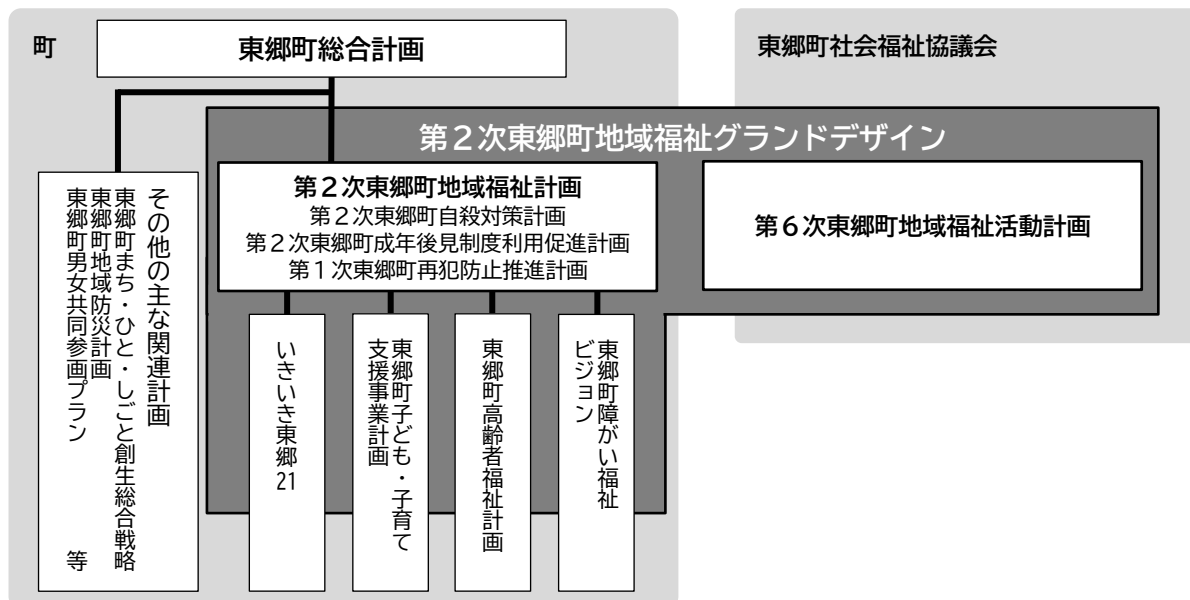
3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」及び同法第 109 条の規定に基づく「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。また、本計画の一部は以下の計画としても位置付けます。

- 「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に基づき策定する「市町村自殺対策計画」
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条第 1 項に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」

さらに、東郷町総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町こども計画、東郷町高齢者福祉計画、いきいき東郷 21 等）を横断的につなぐとともに、すき間をうめる役割を担っています。

■計画の位置付け



4 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6か年を計画期間とします。

■計画の期間

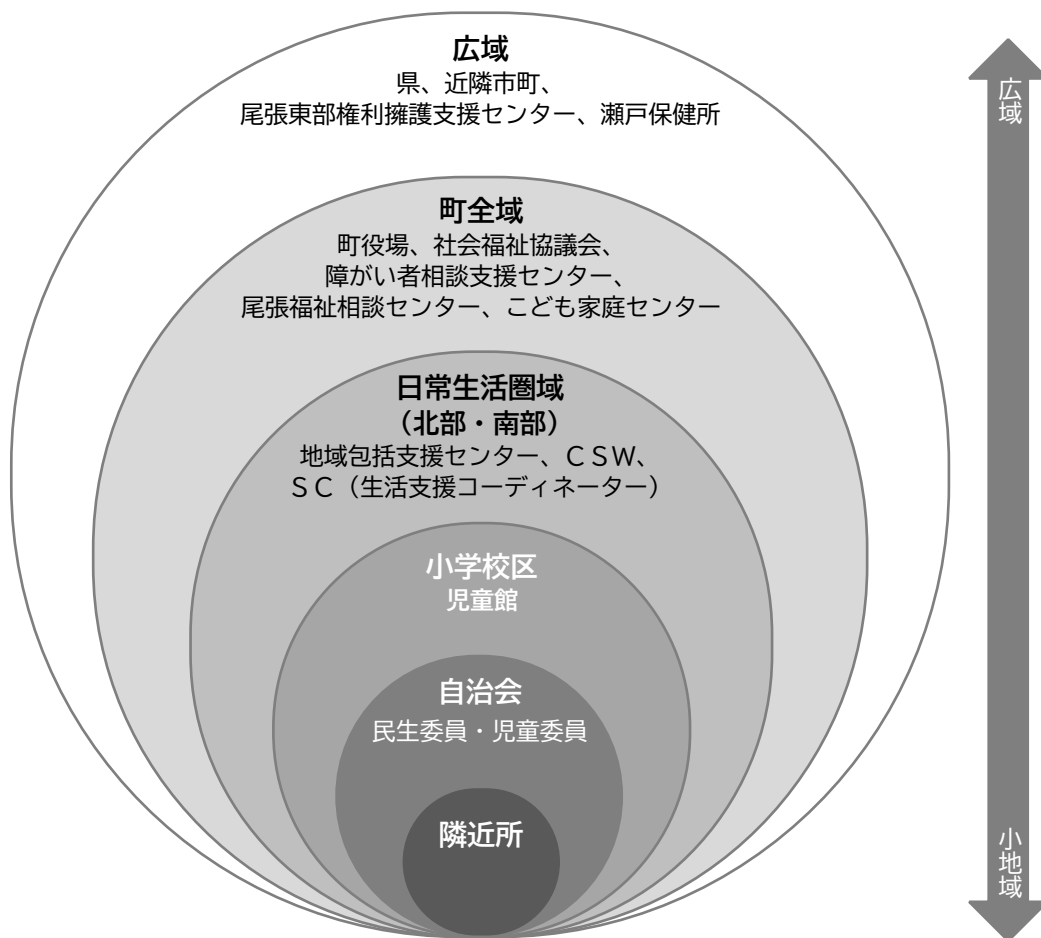
	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)
東郷町総合計画								
	第6次						第7次	
東郷町地域福祉グランドデザイン (地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画)	第1次	第2次						第3次
東郷町障がい福祉ビジョン (障がい者計画)	第5次	第6次						
東郷町障がい福祉ビジョン (障がい福祉計画)	第7期	第8期				第9期		
東郷町障がい福祉ビジョン (障がい児福祉計画)	第3期	第4期				第5期		
東郷町高齢者福祉計画 (老人福祉計画・介護保険事業計画)	第9期	第10期				第11期		
東郷町子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援事業計画)	第3期					第4期		
いきいき東郷21 (健康増進計画・食育推進計画)	第3次							

5 地域福祉における「地域」の範囲

生活上の様々な課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民をはじめ「地域」に関わるすべての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」の範囲は、活動の内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みがあります。本計画では、各圏域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働できるよう、下記の5つの層に分けて重層的に「地域」の範囲を設定し、仕組みづくりを進めます。

■本計画における「地域」の範囲



第2章

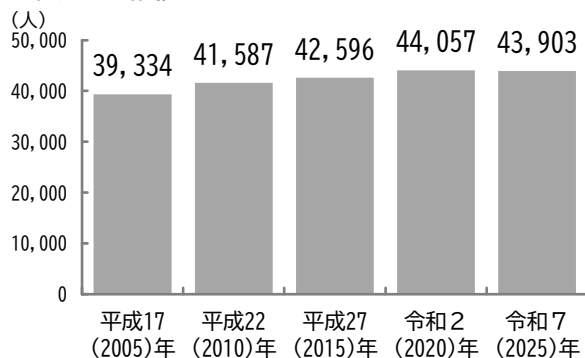
東郷町の現状と課題

1 統計データからみる現状

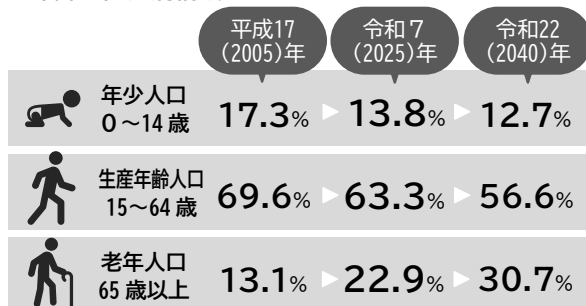
①人口の状況

人口は令和7（2025）年で43,902人となっており、令和2（2020）年までは増加していましたが、その後減少に転じています。年齢3区分別構成比をみると、少子高齢化が進行していることがわかります。

■総人口の推移



■年齢3区分別構成比



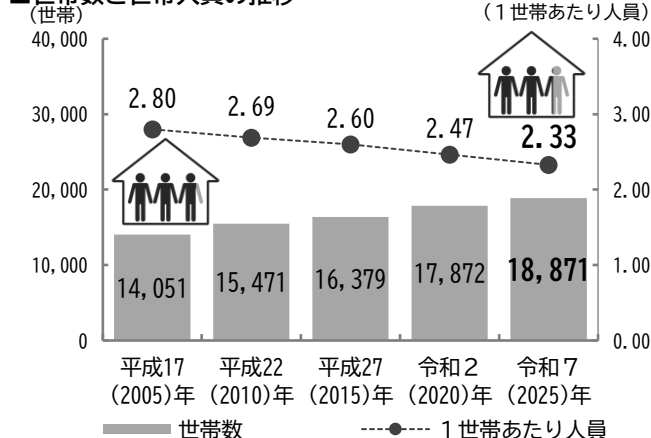
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※令和22(2040)年のみ国立社会保障・人口問題研究所（令和5(2023)年推計）

②世帯の状況

世帯数は増加していますが、世帯規模は縮小しています。

■世帯数と世帯人員の推移

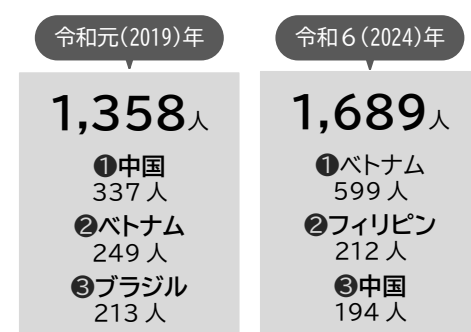


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③外国人住民の状況

外国人住民は増加しており、5年間で約1.4倍となっています。また、構成する国籍にも変化がみられます。

■外国人住民人口



資料：住民課（各年12月31日現在）

④出生の状況

合計特殊出生率は、全国や県を上回っていますが、人口維持に必要な2.07を下回っています。

■合計特殊出生率（平成30(2018)年～令和4(2022)年）



合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、統計上、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す指標。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

⑤少子高齢化の状況

令和7（2025）年は「約3人で1人の高齢者を支える」時代ですが、令和22（2040）年には「約2人で1人の高齢者を支える」時代がやってきます。



※高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

資料：住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所（令和5(2023)年推計）

⑥支援が必要な人の状況

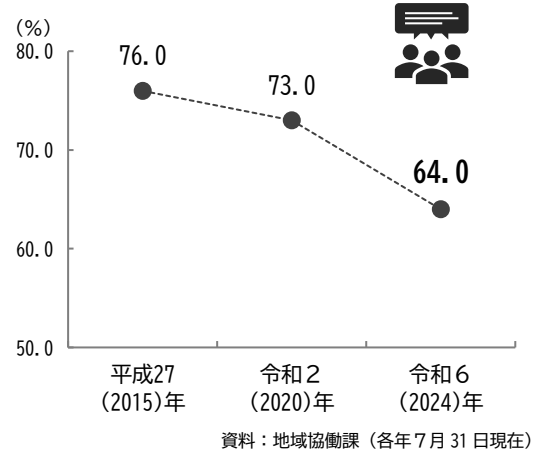
要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数、生活保護被保護世帯・被保護人員は増加しています。



⑦自治会加入率の状況

自治会加入率は減少傾向にあり、令和6（2024）年で64.0%となっています。

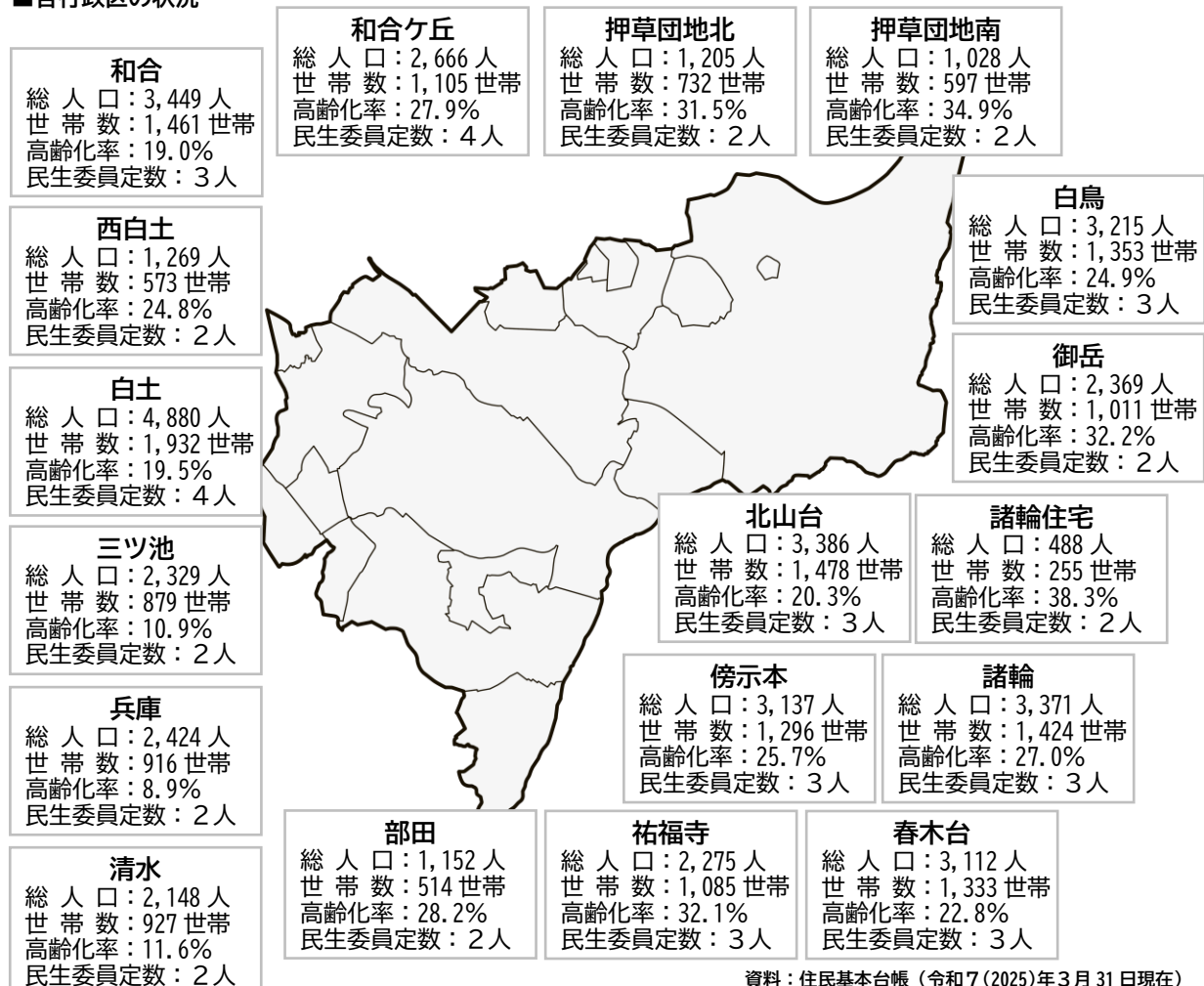
■自治会加入率の推移



⑧地域の状況

地区によって、人口規模や高齢化率に違いがみられます。

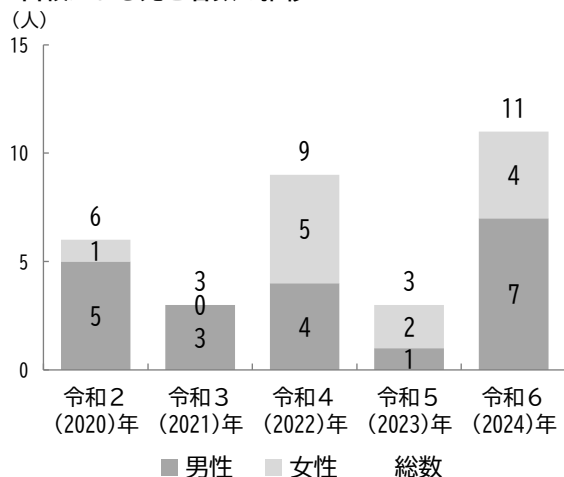
■各行政区の状況



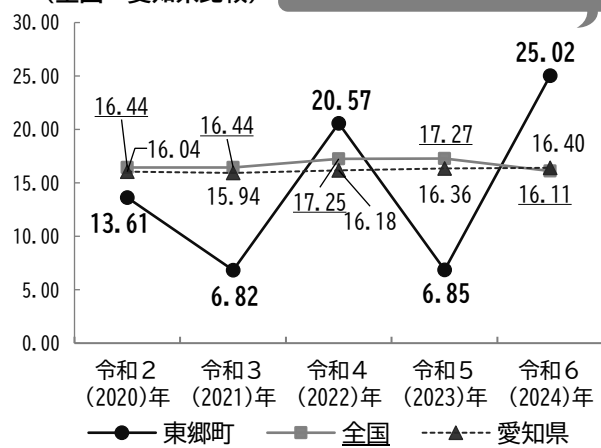
⑨自死の状況

本町の自殺者数は増減しながら推移しており、令和6（2024）年には直近5年で最も多い11人となっています。また、自殺死亡率は、令和4（2022）年と令和6（2024）年で全国・愛知県と比較して高くなっています。

■自殺による死亡者数の推移



■自殺死亡率の推移
(全国・愛知県比較)



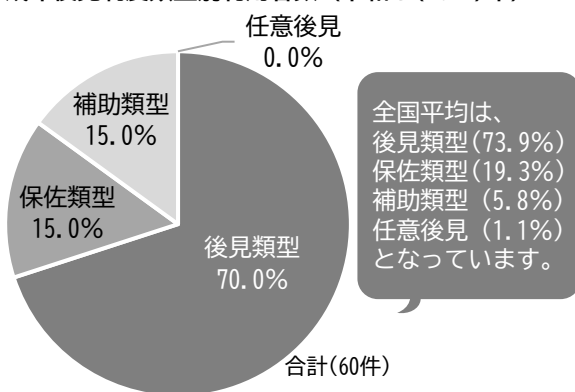
自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者割合です。

資料：自殺の統計（厚生労働省）

⑩成年後見制度に関する状況

本町の令和3（2021）年の成年後見制度の利用者数は、「後見類型」が最も多くなっています。首長申立ては1～6件で推移しています。

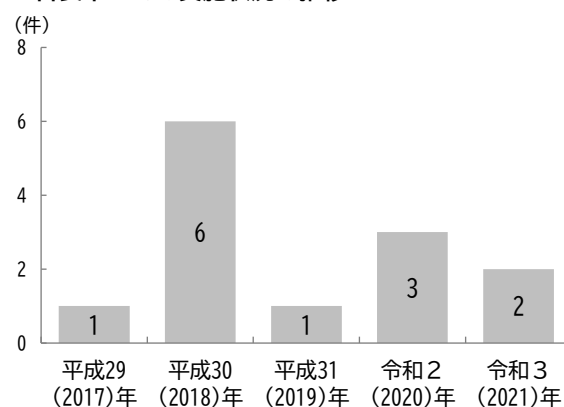
■成年後見制度類型別利用者数（令和3（2021）年）



全国平均は、
後見類型(73.9%)
保佐類型(19.3%)
補助類型(5.8%)
任意後見(1.1%)
となっています。

資料：名古屋家庭裁判所（令和3（2021）年12月31日現在）

■首長申立ての実施状況の推移

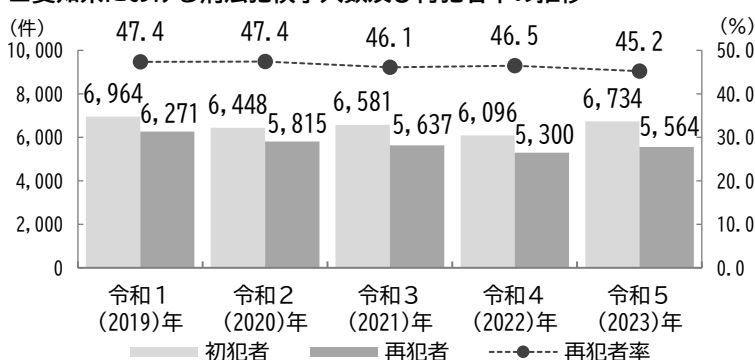


資料：尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画

⑪再犯防止に関する状況

愛知県の刑法犯検挙者における再犯率は緩やかに減少傾向にあるものの、依然として約5割と高い水準で推移しています。

■愛知県における刑法犯検挙人数及び再犯者率の推移



資料：犯罪統計書（愛知県警察）

2 アンケート調査等からみる現状

(1) 調査の概要

①アンケート調査

本町の地域福祉に関する課題や福祉ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
18歳以上の一般市民	郵送配布・郵送回収 もしくはWEB回答	令和6(2024)年 12月2日～12月15日	2,000	816	40.8%
民生委員・児童委員	直接配布・郵送回収	令和6(2024)年 12月9日～12月20日	47	42	89.4%
区長・自治会長	郵送配布・郵送回収	令和6(2024)年 12月2日～12月15日	18	18	100.0%

②団体・支援者ヒアリングシート調査

地域福祉に関する団体や福祉専門職などの支援者を対象に、地域福祉を取り巻く状況や課題、福祉施策への意見等を集めるため、ヒアリングシート調査を実施しました。

■調査概要

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
団体・支援者	郵送配布・郵送回収 もしくはWEB回答	令和6(2024)年 11月11日～11月24日	25	24	96.0%

③ワークショップ

地域の課題や困りごとに対して、地域でどのようにつながり支え合うことができるか、また、そのために今後取り組むべきことを話し合い、本町で地域福祉を進めていくための足掛かりとするため、町民向けワークショップを実施しました。

■実施概要

項目	内容
開催日時	令和7(2025)年2月22日(土) 10:00～12:00
開催場所	東郷町民会館 大会議室
参加者	23名
テーマ	地域の福祉課題に対して 自分たちができることを考えよう

※ワークショップの意見は、第4章にコラムとして掲載。

(2) 結果概要

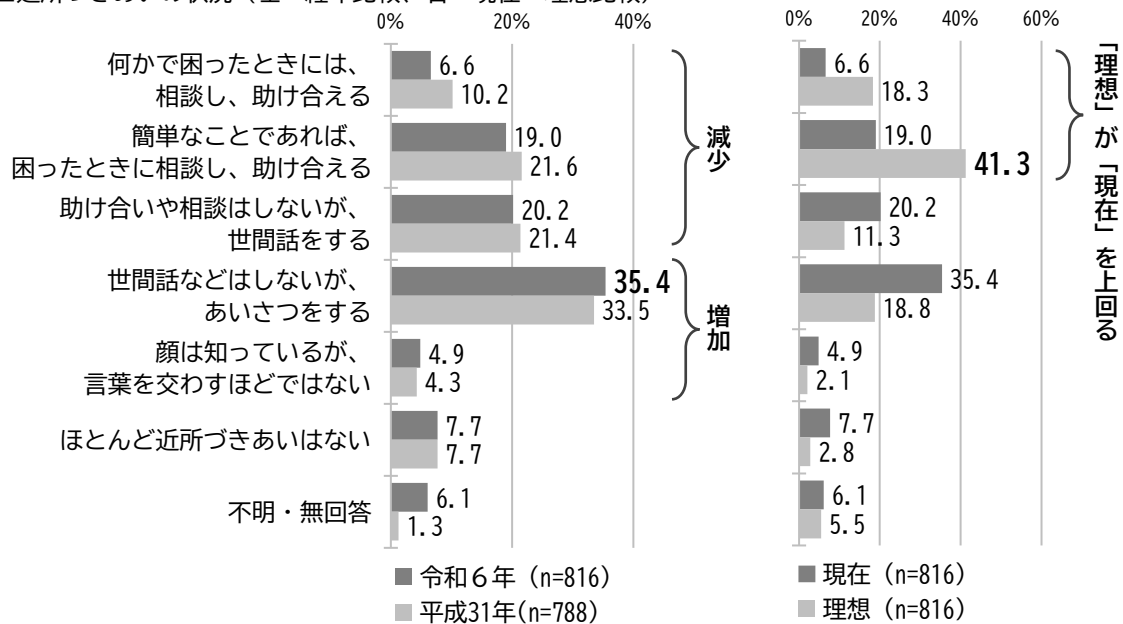
※前回アンケート調査は平成 31（2019）年 1 月に実施。

※グラフ中の「n」とは、number of cases の略で、各設問の集計対象者総数。

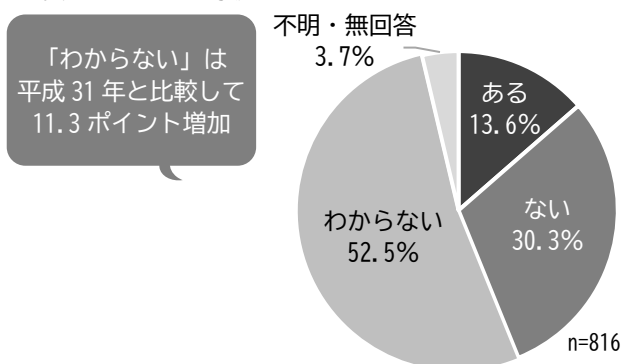
①近所づきあいについて

近所づきあいは希薄化しており、隣近所の手助けや協力が必要な家庭の有無もわからない人が半数以上となっています。一方で、今後、簡単なことであれば困ったときに相談し、助け合える近所づきあいを理想としている人が多くなっています。

■近所づきあいの状況（左：経年比較、右：現在・理想比較）



■隣近所に周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるか

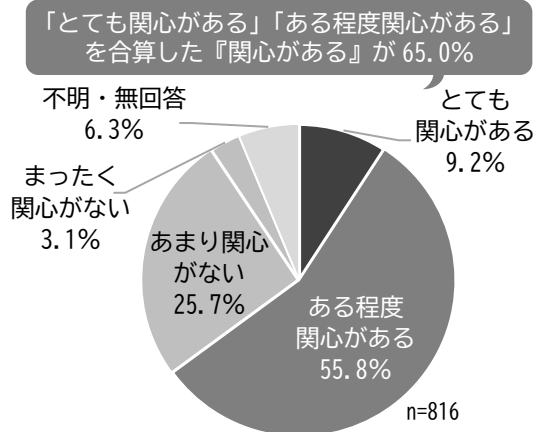


いざというときに助け合ったり、困りごとを相談したりできるようにするためには、日頃からの関係づくりを進めていく必要があります。

②地域福祉への関心について

町民の地域の福祉への関心は約7割となっていますが、地域福祉の担い手が地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題としては、地域福祉活動に関わる人が少ないことや地域福祉に無関心な人が多いことが挙げられています。

■地域の福祉への関心



■地域の助け合い・支え合い活動を推進するにあたっての課題（各上位3位）

民生委員・児童委員（n=42）		
1	地域福祉活動に関わる人が少ない	59.5%
2	地域福祉に無関心な人が多い	47.6%
3	団体・組織間の連携が乏しい	35.7%

区長・自治会長（n=18）		
1	活動のリーダーがいない	83.3%
2	地域福祉に無関心な人が多い	61.1%
3	地域福祉活動に関わる人が少ない	50.0%

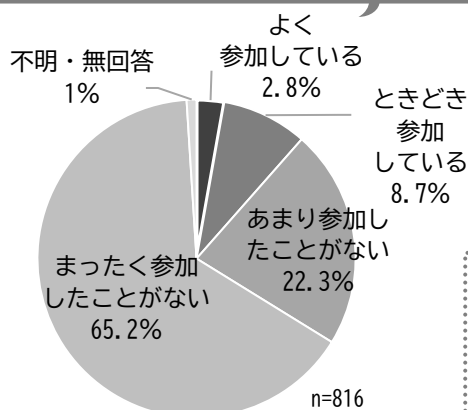
町民の地域への関心をさらに高めていくための働きかけが求められます。

③ボランティア活動等への参加について

ボランティアや町民主体の活動、NPO活動への参加経験のある人は約1割となっています。一方で、今後の参加意向は、条件によっては参加したい人が多くなっています。

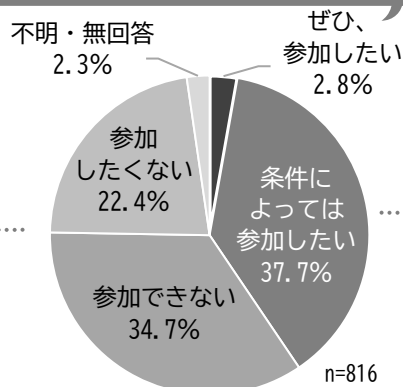
■ボランティア・町民主体の活動やNPO活動への参加状況

「よく参加している」「ときどき参加している」を合算した『参加している』が11.5%



■ボランティア・町民主体の活動やNPO活動への今後の参加意向

「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加したい」を合算した『参加したい』が『参加している』を29ポイント上回っている



■参加できない、またはしたくない理由（上位3位）

「参加できない」「参加したくない」と回答した人（n=466）		
1	時間がないから	40.6%
2	自分の生活のことで精一杯だから	39.7%
3	興味や関心がないから	22.3%

■参加してみたい活動（上位3位）

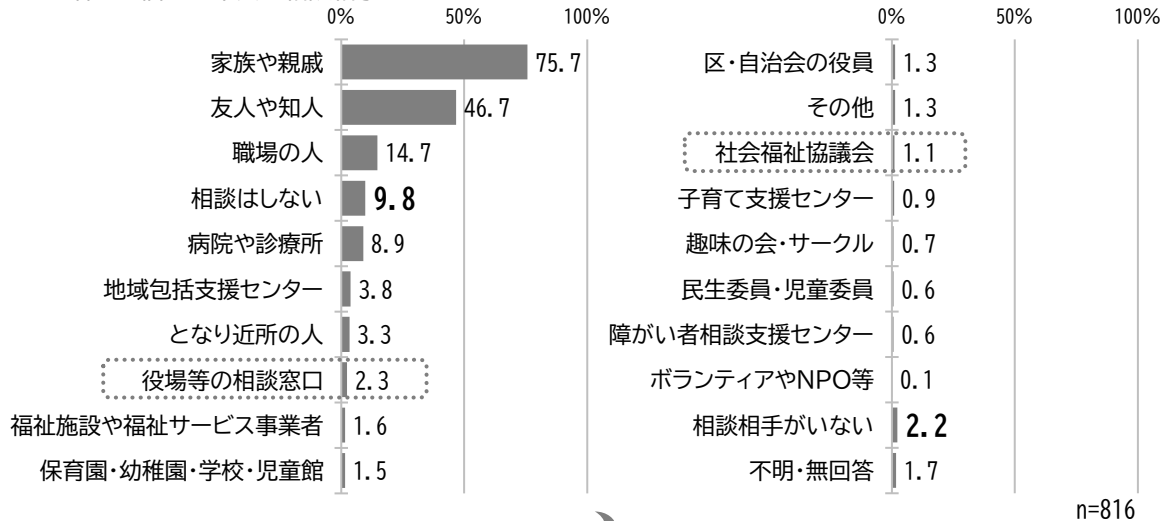
『参加したい』と回答した人（n=331）		
1	地域の清掃活動	40.2%
2	子どもたちの遊び相手や見守り	33.5%
3	高齢者への声かけや暮らしの見守り	32.0%

参加の意欲はありながらも、実際には参加につながっていない人が参加したくなるようなきっかけづくりとともに、仕事や家庭の事情などにより参加できない人が、無理のない形で関われる機会や仕組みを整え、参加につなげていくことが求められます。

④町民の不安や悩みと相談窓口について

生活上の悩みや不安の相談相手は、役場等の相談窓口や社会福祉協議会などの公的な窓口で割合が低くなっていますが、地域福祉を推進するために必要だと思う取組について、身近な場所や地域での相談窓口の充実が求められています。

■生活上の悩みや不安の相談相手



「家族や親戚」「友人や知人」など身近な人に相談している人が多く、中には「相談はしない」「相談相手がいない」という人もいる状況

■地域福祉を推進するために必要だと思うこと（上位3位）

町民（n=816）		
1	身近な場所や地域での相談窓口の充実	48.3%
2	町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実	39.1%
3	町民と地域福祉活動にたずさわる人とネットワークの強化	25.6%

公的な相談窓口の割合が低い背景として、相談先の認知不足や相談しづらさが課題として想定されます。必要な人が適切な相談先につながるができるよう、窓口の周知や身近な相談窓口の充実、つながる仕組みづくりを進めていくことが求められます。

⑤支援団体・支援者が活動において求めていることについて

民生委員・児童委員や団体・支援者からは、支援を必要とする人の情報提供が求められています。また、人材・担い手の確保・育成などが課題となっています。

■対象者の支援に向けた地域の助け合い・支え合い活動を推進するために必要なこと（上位3位）

民生委員・児童委員（n=42）		
1	支援を要する人の情報提供	47.6%
2	活動について相談できる機会の充実	33.3%
	活動の担い手となる人材育成	33.3%

■活動を行う上で困っていること（上位3位）

団体（n=14）		
1	支援を必要とする人の情報が得にくい	66.7%
2	新しいメンバー・職員が入らない	37.5%
3	町民に情報発信する場や機会が乏しい	29.2%
	他の組織・団体と交流する機会が乏しい	29.2%

支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげていくためには、支援を必要とする人を把握し、関係者間で情報を共有する仕組みづくりが必要です。

3 前計画の進捗状況

前計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、実施目標と成果指標を設定しました。それぞれの達成状況を4段階で判定しています。

■評価の概要

◎…目標を達成している
△…策定時と大きな変化がない

○…目標は達成していないが策定時より改善している
×…策定時よりも悪化している

基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

小学校区ごとに地区社協を設置することを目標としていましたが、活動圏域として小学校区ではなく自治会単位での活動が多いことや、自治会が設置する福祉委員会においてすでに地区社協の機能の一部を担っていることから、地区社協という新たな組織を作るのではなく、既存組織である自治会の福祉委員会や地元サロン運営者、ボランティアなどの地域活動の担い手とともに、地域課題の把握と解決に向けて話し合う場を作る方針へと変更しました。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
地区社会福祉協議会の設置	設置数（学区）	0	1	0	△

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
地域の福祉について「とても関心がある」「ある程度関心がある」人の割合	65.8%	76%	65.0%	△

基本目標2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

全庁横断的な連携体制の構築に向けて、福祉分野の担当課を中心に話し合いを進めてきました。今後は、福祉分野に限らない連携体制の構築を進めていく必要があります。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
全庁横断的な連携体制の構築	連携体制の構築	構築	継続	継続	○

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
「ご近所づきあい」について、「何か困ったときには、相談し、助け合える」「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」人の割合	31.8%	42%	25.6%	×

基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり

「地域包括支援センター」や「障がい者相談支援センター」の認知度は、目標値には達していませんが、策定時と比較して向上しています。その他の指標については、策定時から大きな変化がみられないため、今後さらに周知・啓発の取組を強化していく必要があります。

■成果指標

	指標	策定時	目標	現状	評価
組織・制度の認知度 (組織・制度について「名前も内容も知っている」人の割合)	社会福祉協議会	22.6%	34%	21.0%	△
	地域包括支援センター	18.8%	28%	22.9%	○
	障がい者相談支援センター	14.7%	22%	15.4%	△
	民生委員・児童委員制度	23.4%	35%	21.6%	△
	東郷町避難行動要支援者登録制度	4.3%	10%	4.4%	△
	成年後見制度	17.9%	27%	16.8%	△

基本目標4 適切な福祉サービスの提供

必要な福祉の情報の取得状況は、目標値には達していませんが、策定時と比較して情報を得られている人の割合は増加しています。一方で、各福祉サービスに対する満足度は、すべての指標において策定時を下回っており、特に「子育て支援サービス」については策定時よりも10ポイント以上減少しています。引き続き、福祉に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民の多様なニーズを的確に捉えたサービス提供の推進が求められます。

■成果指標

	指標	策定時	目標	現状	評価
必要な福祉の情報について、「十分に得られている」「まあまあ得られている」人の割合		33.9%	50%	38.4%	○
・障がい者（児）への福祉サービス ・高齢者への福祉サービス ・子育て支援サービス について、「満足」「やや満足」の人の割合 (平成30(2018)年度東郷町住民意向調査から抜粋。集計数：2,085)	障がい者（児）への福祉サービス	12.2%	22.2%	10.2%	△
	高齢者への福祉サービス	18.2%	28.2%	16.3%	△
	子育て支援サービス	30.2%	40.2%	17.6%	×

基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

高齢者の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりとして、町が助成金を交付して活動する活動団体数が目標値を越えて増加しています。一方で、障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりとして、町が助成金を交付して活動する活動団体数には変化がなく、今後障がいのある人が団体として活動しやすくなるようなさらなる工夫が必要となります。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	活動団体数（団体）	4	5	4	△
	助成金の交付	継続	継続	継続	
高齢者の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	活動団体数（団体）	11	17	26	◎
	助成金の交付	継続	継続	継続	

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
ボランティア・町民主体の活動やNPO活動に参加したことがある人の割合	11.5%	20%	11.5%	△

第3章

計画の基本構想

1 基本理念（案）

案①

いつでも どこでも だれとでも
つながり 安心して暮らせるまち

住民同士のつながり、相談機関とのつながり、そして支援者間のつながりを通じて、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現を目指すものです。

案②

いつでも どこでも だれとでも
みんなでつくる あたたかいまち

地域福祉の主役である住民みんなで、あたたかいまちをつくりあげていくことを目指すものです。

2 社会福祉協議会の行動指針

検討中。決定次第お示しします。

3 基本目標

本計画が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、重要な柱となる「つながり支え合う地域」「丸ごと受け止める体制」「誰もが大切にされる環境」の3つのキーワードをもとに基本目標を定めます。

基本目標1 つながり支え合う地域づくり

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域におけるつながりや支え合いが不可欠です。住民の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげていくためには、日頃から顔の見える関係を築いている隣近所など、地域住民の気づきが重要な役割を果たします。

身近な地域でつながり、支え合う関係を構築するため、住民一人一人の福祉や地域への関心や意識を高める啓発や福祉教育の充実を図るとともに、地域における居場所づくりや生きがいづくりを推進します。

また、地域福祉活動を継続的に実施するためには、活動の担い手となる人材が必要不可欠です。担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、多様な主体の地域への参画やつながりづくりを促進します。

基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり

近年、支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化しており、従来の縦割りの枠組みでは対応が困難なケースも多くみられます。こうした状況に対応するためには、全庁的な体制により包括的な支援を推進していく必要があります。

町民が身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

また、町民が福祉制度やサービスについて正しく理解し、必要なときに適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、福祉に関する情報の適切な発信など周知に取り組みます。

基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

地域には、経済的に困窮している人や自ら判断することが困難な人、社会的孤立の状態にある人など、生きづらさや困りごとを抱えた人が存在します。地域に暮らす全ての人の権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができるよう、誰もが大切にされる地域環境の整備を進める必要があります。

生活困窮者への包括的な支援や、ひきこもりなどの課題を抱える人への個別的な支援、犯罪や非行をした人の社会復帰への支援等に取り組むとともに、成年後見制度の適切な利用促進や権利擁護体制の充実を図ります。

また、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることを支え合える地域づくりを推進します。

4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

決定した基本理念が入ります

1 つながり 支え合う 地域づくり

- (1) 福祉や地域に対する関心・意識の向上
- (2) 地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり
- (3) 地域での支え合いの推進
- (4) 孤立防止と生きがいづくりの推進
- (5) 地域の多様な主体間のつながりの促進

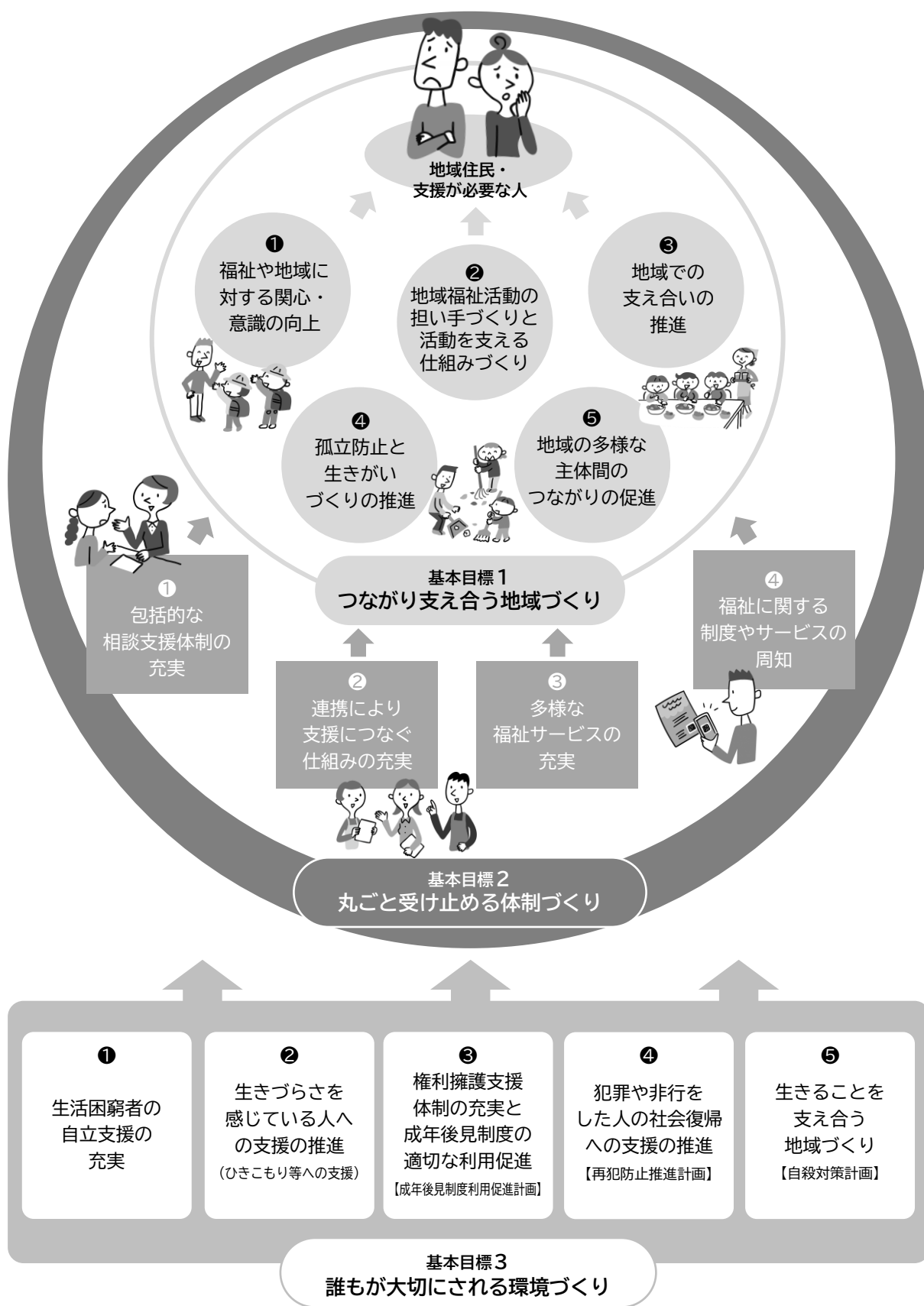
2 丸ごと 受け止める 体制づくり

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実
- (3) 多様な福祉サービスの充実
- (4) 福祉に関する制度やサービスの周知

3 誰もが 大切にされる 環境づくり

- (1) 生活困窮者の自立支援の充実
- (2) 生きづらさを感じている人への支援の推進（ひきこもり等への支援）
- (3) 権利擁護支援体制の充実と成年後見制度の適切な利用促進【成年後見制度利用促進計画】
- (4) 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進【再犯防止推進計画】
- (5) 生きることを支え合う地域づくり【自殺対策計画】

■基本目標と基本施策の関係図



第4章 施策の展開

第5章

計画の推進

資料編